

入院期間が180日を超える患者様へ

同じ傷病による通算の入院期間が180日を超えた場合、入院基本料の85%については保険給付の対象となりますが、残りの15%については全額患者様のご負担となりますので予めご了承下さい。

当院では、入院期間が180日を超えた日より、健康保険の一部負担金とは別に下記金額が患者様の負担になります。

(1日につき) 1,480円

ただし、以下の方は除外されます。(詳しくは窓口でご確認ください。)

- ① 厚生労働大臣の定める状態にある方
(人工呼吸器を装着している方など)
- ② 自賠責保険、労災保険等で入院されている方

令和5年4月1日

海保病院